# 第2回三重県営都市公園指定管理者選定委員会 議事概要

#### 1 日時

令和4年10月26日(水) 9時から13時35分

# 2 場所

三重県合同ビル G201会議室

#### 3 出席者

板谷委員、大西委員、小林委員、竜田委員、中西委員(委員全員出席)

→ 三重県都市公園条例施行規則第 13 条第 2 項の要件(委員の過半数の出席)を充足 していることから、会議は有効に成立した。

#### 4 内容

県営都市公園北勢中央公園他3公園の指定管理申請者のヒアリング審査及び総合審査を行った。

# 5 会議の公開・非公開

非公開

〔理由〕

事業計画等の審査には、公開できない法人情報(非開示情報)が含まれることから、 三重県情報公開条例第 27 条の規定に基づき、非公開とした(第1回委員会で決定)。

### 5 審査結果

(1) 北勢中央公園(2,000 点満点)

株式会社名阪造園 1,445 点 北勢中央コンソーシアム 1,173 点

(2) 亀山サンシャインパーク(2,000 点満点)

サンシャインパークGM 1,316 点

(3) 大仏山公園(2,000 点満点)

有限会社太陽緑地 1,405点

(4) 熊野灘臨海公園(2,000点満点)

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 1,352点

審査の結果、次の団体が各県営都市公園の指定管理候補者としてふさわしいという結論に 達した。

### (2) 北勢中央公園

# ① 指定管理候補者

団体名 株式会社名阪造園 代表者 代表取締役 田中 清平 所在地 四日市市野田二丁目5番23号

## ② 選定理由

委員会において選定基準に基づく審査を経て、総合的に評価をした結果、県が要求 した管理水準等を満たしていると判断できる。その上で、得点合計が第1位となった ことから、指定管理者として適当であると認めるものである。

知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

## (2) 亀山サンシャインパーク

## ① 指定管理候補者

団体名 サンシャインパークGM

代表者 北川 亨

所在地 亀山市布気町 801 番地 1

### ② 選定理由

委員会において選定基準に基づく審査を経て、総合的に評価をした結果、県が要求 した管理水準等を満たしていると判断できる。このことから、委員会としては、指定 管理者として適当であると認めるものである。

知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

#### (3) 大仏山公園

#### ① 指定管理候補者

団体名 有限会社太陽緑地 代表者 代表取締役 吉川 信吾 所在地 伊勢市下野町 600 番地の 13

#### ② 選定理由

委員会において選定基準に基づく審査を経て、総合的に評価をした結果、県が要求 した管理水準等を満たしていると判断できる。このことから、委員会としては、指定 管理者として適当であると認めるものである。

知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

# (4)熊野灘臨海公園

# ① 指定管理候補者

団体名 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

代表者 代表取締役社長 小山 敏明

所在地 北牟婁郡紀北町東長島 3043 番地の4

# ② 選定理由

委員会において選定基準に基づく審査を経て、総合的に評価をした結果、県が要求 した管理水準等を満たしていると判断できる。このことから、委員会としては、指定 管理者として適当であると認めるものである。

知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。